

盛岡広域振興局長告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和7年2月21日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

1 就労継続支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312205149	フォレストファーム	紫波郡矢巾町大字煙山第31地割60番地5	令和7年3月31日

2 就労定着支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312100084	就労定着支援りんりん舎	滝沢市鶉飼笹森5番25	令和7年3月31日